

平成十八年一月三十一日受領
答 弁 第 四 号

内閣衆質一六四第四号

平成十八年一月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による国内政治情報収集活動に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省による国内政治情報収集活動に関する質問に対する答弁書

一から六までについて

外務省としては、外務省設置法（平成十一年法律第九十四号）に規定する所掌事務を遂行する上で必要な各種の情報を正確に把握するよう努めているところであり、その際、必要に応じて国内の事情を対象としている。各種の情報を把握するための個別の方法等については、これを公にすることは、所掌事務の適正な遂行に支障を生ずる等のおそれがあるため、答弁を差し控えたい。